

別紙

「6次化商品・地産品PR活動事業」企画・運営業務委託仕様書

1 委託業務概要

- (1) 催事名：「採れたて！あきたの大収穫祭」
- (2) 日程：令和7年10月4日（土）～10月5日（日）
- (3) メイン会場：秋田市内（秋田駅前アゴラ広場、秋田駅前大屋根下通り等）

2 業務の目的

地産地消推進のため、県産農林水産物の生産者団体や6次化商品製造事業者が一堂に介するイベントを開催し、消費者の地産地消への意識やエシカル消費、食品ロス削減を推進する。

3 イベントコンセプト

「秋田のうまいを発見！～地産地消で広がるエシカルライフ～」

4 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）

5 委託上限額

10,598,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

6 委託業務の内容

(1) イベントの企画調整及び運営

下記の内容を盛り込んだイベントの企画調整を行うものとします。

①オープニングイベント

イベント開始に当たり、オープニングイベントを実施してください。

なお、オープニングイベントには秋田県農林水産部農業経済課長の挨拶を含めてください。

②ステージイベント

会場のステージを利用したイベントを実施してください。

ステージイベントは下記例示を参考に、子供、大人の双方を対象に、広く県民の地産地消やエシカル消費・食品ロス削減に対する意識を高めるような内容としてください。

【ステージイベント：例】

- ・野菜ソムリエ等による野菜の栽培から収穫までの紹介とロスを出さないレシピ提案
- ・ご当地ヒーロー等による県産農林水産物のクイズ
- ・県内スポーツ団体によるこども食堂や農業体験の取組紹介
- ・県内高校の家庭クラブ等による県産食材を使用したメニューの発表 など

③食品ロス削減にかかる啓発イベント

ア 日程：令和7年10月4日（土）又は10月5日（日）のどちらか1日とします。

イ 場所：メイン会場

ウ 目的：著名な専門家等が食品ロス削減の必要性や取組をPRすることで、無関心層への啓発を実施し、食品ロスの削減を図る。

エ 内容：

- ・著名な専門家やタレント等を招くなど、話題性の高いイベントとしてください。

①買い物（無駄のない買い物、てまえどり等）

②調理（採れすぎた野菜の保存や持ち帰り品の調理等）

③食事（食べきり、外食時の持ち帰り等）

④廃棄（分別、水切り等）

の過程において、何にどのような焦点を当てるのか、ねらいを明確にした実効性のある内容としてください。

- ・国内、県内の取組事例等を実演してください。

④特別栽培農産物を紹介するイベント

- ア 日程：令和7年10月4日（土）又は10月5日（日）のどちらか1日とします。
- イ 場所：メイン会場及び周辺施設等
- ウ 目的：特別栽培農産物について、消費者の知名度向上を図る。
- エ 内容：
- ・特別栽培農産物の認証制度や特徴を紹介するイベントを実施してください。
 - ・特別栽培農産物（減農薬・減化学肥料栽培）に係る特設コーナー（パネル展示等）を設置してください。

⑤米粉の利活用を推進する啓発イベント

- ア 日程：令和7年10月4日（土）～10月5日（日）の2日間とします。
- イ 場所：メイン会場及び周辺施設等
- ウ 目的：県産米粉を使用した加工品の販売や家庭での利用方法をPRすることで、米粉の消費拡大を図る。
- エ 内容：
- ・県産米粉を活用した食品や、米粉の活用方法について来場者の知名度が向上するようなイベントとしてください。
 - ・県産米粉及び米粉加工品を扱う事業者が展示や試食・販売するブースまたはキッチンカーを設置するスペースを設けてください。

⑥そばの生産振興を応援する啓発イベント

- ア 日程：令和7年10月4日（土）～10月5日（日）の2日間とします。
- イ 場所：メイン会場及び周辺施設等
- ウ 目的：作付面積全国第3位のそばどころをアピールし、秋田産そばの知名度向上を図る。
- エ 内容：
- ・作付面積全国第3位の秋田産そばを来場者に広くアピールするイベントとしてください。
 - ・そばへの関心を高めるコーナー（栽培過程・県内産地の紹介、そば粉の展示など）を設けてください。
 - ・そばの消費拡大の取組を紹介するコーナー（連携体の取組紹介、新商品の紹介・販売など）を設けてください。
 - ・そばを身近に感じてもらうための体験コーナー（そば粉を活用したスイーツづくりなど）を実施してください。また、体験者にSNS等による情報発信を促してください。
 - ・秋田産そばを味わえる飲食コーナーを設けてください。

⑦秋田牛の知名度向上を推進する啓発イベント

- ア 日程：令和7年10月4日（土）～10月5日（日）の2日間とします。
- イ 場所：メイン会場及び周辺施設等
- ウ 目的：秋田県の統一ブランドである「秋田牛」をアピールし、知名度向上を図る。
- エ 内容：
- ・秋田牛の知名度向上と消費拡大を図るイベントを実施してください。
 - ・秋田牛のバーベキュー教室と試食を実施してください。
 - ・バーベキュー教室では、秋田牛の部位を描いたパネル等を用いて各部位の特徴と美味しい焼き方を紹介してください。

⑧飲食・物販・展示等ブース

次の事項に留意の上、秋田産の農林水産物や6次化商品、秋田のグルメ等を取り扱うブースを設置するものとします。

- ・出展料の設定は自由とします。ただし、県機関及び県関係組織の出展は無料とします。
- ・飲食、物販ブースにおいては、イベントの趣旨に合う県内事業者からの参加を募ってください。
- ・消費者の地産地消意識が高まるよう、全県から農産物直売所等を参集し、県内産農産物や6次化商品が集うよう工夫してください。
- ・調理の伴う出展者については、必ず露天営業許可等の必要な許可を取得している事業者のみとし、出展受付の際、それら許認可の取得状況について確認してください。
- ・展示ブースでは実施イベントに関連するパネルを展示し、意識醸成と啓発を図ってください。

⑨来場者向けアンケート

イベントの効果を把握するため、来場者に対するアンケートを実施してください。

⑩その他、集客、地産地消やエコカル消費・食品ロス削減の啓発、6次産業化商品のPRに繋がる独自企画があれば、提案してください。

(2) 共通事項

ア イベント運営

- ・イベントの運営は全て受託者が行ってください。
- ・実施計画、マニュアル、プログラム、シナリオ等を作成して円滑な運営に努めてください。
- ・プログラム、シナリオに基づき、円滑な運営を行うために必要なスタッフ（司会者、進行ディレクター等）に従事させてください。
- ・会場に催事名を記載したのぼり旗等を設置してください。

イ 参加者の募集・確保

- ・参加者の募集や周知に当たり、チラシ等を作成するとともに、積極的にWebサイトやSNS等による情報発信を行うものとします。

ウ 安全・危機管理

- ・参加者等の安全対策を講じ、災害・事故発生時の危機管理及び連絡体制を確保してください。
- ・必要な感染防止対策を講じるほか、衛生管理を徹底するものとします。

エ 留意事項

- ・業務の目的を達成するために最適な手法・手段を選択することとし、その理由とともに提案してください。
- ・イベント参加者が今後の取り組みや展開に対し、期待感やワクワク感を持てる開催内容としてください。
- ・大規模災害の発生が予想される場合等の具体的な対応を提案してください。（イベント開催の判断手順や期日を延期して開催する等の対応を含むものとします。）

7 成果品

委託業務完了後は、実施業務の内容及び成果等を取りまとめた実績報告書を速やかに提出してください。

8 企画提案書への記載内容

- (1) 委託業務を実施する上での全体的なコンセプト、考え方、各業務に係る提案内容等を記載してください。
- (2) 委託業務のスケジュール及び実施体制（業務全体または各業務の責任者及び担当者）を記載してください。
- (3) 類似する業務に係る過去の実績を記載してください。

9 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務に契約金額（委託料）には、本業務に関わる一切の経費を含みます。

(2) 再委託等について

ア 受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、又は請け負わせてはいけません。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は、再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容等を事前に書面により提出の上、県の承認を得るものとします。

(3) 権利の帰属等

ア 制作物等の成果品の権利は県に帰属するものとします。

イ 県は、受託者が製作した成果品を独占使用できるものとします。

ウ 受託者は県の承諾無しに、最終成果品を他に流用することはできません。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏洩について、善良な管理者の注意をもって管理・保持するものとします。また、契約終了後も同様とします。

(5) 関係法令の遵守

ア 受託者は、本業務（再委託含む）の履行に当たっては、関係法令等を遵守してください。

イ 万が一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応してください。

(6) その他

- ア 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等は、必要の都度、県と受託者が協議して決定するものとします。
- イ 本業務の履行のため、県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供します。ただし、本業務以外の目的での使用や、第三者への提供はできません。
- ウ 本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、県と受託者が協議して決定するものとします。